

景観形成基準適合状況確認書

本書は、下記の事項に注意して記載し、景観計画区域内における行為の届出書に添付してください。

- ・計画について、景観形成基準の各項目について、どの様に配慮したか具体的に記載してください。
- ・配慮したことが、枠内に収まらない場合は、別紙にて対応してください。
- ・配慮したことを明確に示すのに図示が必要な場合は、必要に応じ図面の添付を行ってください。
- ・配慮することができなかった場合は、その理由を具体的に記載してください。

行為 の 種 類	<input type="checkbox"/> 建築物 []
	<input type="checkbox"/> 工作物 []
	<input type="checkbox"/> 開発行為

届出者	住所	
	氏名	
設計者	住所	
	氏名	

1 建築物, 工作物

項目		
位置	基準の内容	① 行為地の選定にあたり、景勝地及びその周辺地域において、既存の景観資源を損なうことのないよう、また、主要な展望地からの眺望の妨げとならないよう配慮する。
	配慮したこと又は配慮できなかった理由	
	基準の内容	② 歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合には、その保全のため位置に配慮する。
	配慮したこと又は配慮できなかった理由	
	基準の内容	③ 尾根の近くにあっては、りょう線を乱さないよう位置に配慮する。
	配慮したこと又は配慮できなかった理由	
	基準の内容	④ 街並みが連続している地域では、周辺の建物との壁面線の統一に配慮する。
	配慮したこと又は配慮できなかった理由	
	基準の内容	⑤ 道路境界線からできる限り後退するなど、歩行者への圧迫感を軽減するよう配慮する。
	配慮したこと又は配慮できなかった理由	

要領様式第5号

形態 及び 意匠	基準の内容	① 周辺との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまりのある形態意匠とする。特に歴史的建造物の近傍や街路景観の整っている地域では形態意匠の調和や連続性に配慮する。
	配慮したこと又は配慮できなかった理由	
	基準の内容	② 屋根、壁面、開口部等の形態意匠を工夫し、威圧感及び圧迫感を軽減するよう配慮する。
	配慮したこと又は配慮できなかった理由	
	基準の内容	③ 商業・業務系地区では、低層階の形態意匠及び用途について、賑わい空間の連続性等に配慮する。
	配慮したこと又は配慮できなかった理由	
	基準の内容	④ 屋外階段、ベランダ等については、建築物本体との調和が図られるよう形態意匠に配慮する。
	配慮したこと又は配慮できなかった理由	
色彩	基準の内容	⑤ 外壁や屋上などに設ける設備は、露出しないよう設置する。やむを得ず露出する場合は建築物との調和に配慮する。
	配慮したこと又は配慮できなかった理由	
	基準の内容	① 建築物の屋根及び外壁、屋上設備等の外観の色彩は、できる限り落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮する。
	配慮したこと又は配慮できなかった理由	
	基準の内容	② 建築物の外観の色彩は、「つくば市景観計画」に定めた色彩基準の表の範囲とする。（色彩基準は、日本工業規格Z8721に定めるマンセル表色系による表示方法を用いる。）
	配慮したこと又は配慮できなかった理由	
	基準の内容	③ やむを得ず彩度の高い色彩を使用する場合は、アクセントカラーに使用する程度とする。
	配慮したこと又は配慮できなかった理由	

要領様式第5号

	基準の内容	④ 基準を超えない色彩であっても、長大な壁面等で周辺景観への影響が大きいと判断される場合には、適切な明度・彩度とすることや配色の組み合わせ等により、周辺景観へ配慮する。
	配慮したこと又は配慮できなかった理由	
	基準の内容	⑤ 着色していない木材、土壁、漆喰、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩については、基準によらないことができる。
	配慮したこと又は配慮できなかった理由	
材料	基準の内容	① 周辺景観に調和した材料の活用に配慮する。
	配慮したこと又は配慮できなかった理由	
	基準の内容	② 経年変化により景観を損なうことのないよう、耐久性に優れ、維持管理に優れた材料の活用に配慮する。
	配慮したこと又は配慮できなかった理由	
	基準の内容	③ 光沢性のある素材や反射光の生じる素材を壁面の大部分にわたって使用しないよう配慮する。
	配慮したこと又は配慮できなかった理由	
敷地緑化及び外構デザイン	基準の内容	① 敷地の接道部の塀、柵、植栽等については、沿道の街並みの一体感や連続性の確保、歩行空間の魅力向上に資するよう配慮する。
	配慮したこと又は配慮できなかった理由	
	基準の内容	② 敷地の境界を囲う場合には、周辺植生と調和した生垣や樹木とするよう配慮する。
	配慮したこと又は配慮できなかった理由	
	基準の内容	③ 敷地内に既存の樹木がある場合は、修景にいかすよう配慮する。
	配慮したこと又は配慮できなかった理由	

要領様式第5号

駐車場	基準の内容	① 駐車場は、道路から自動車が見えにくい構造や位置とし、また、植栽による修景等により周囲の景観との調和に配慮する。
	配慮したこと又は配慮できなかった理由	
屋外照明	基準の内容	① 建築敷地内の照明設備は、夜間景観に有効となるよう、周囲の明るさの連続性に配慮して設置するとともに、周辺に対し過剰な明るさにならないよう配慮する。
	配慮したこと又は配慮できなかった理由	
	基準の内容	② 回転灯、ネオン管、サーチライト等による過度な光による演出は避けるよう配慮する。
	配慮したこと又は配慮できなかった理由	
その他	基準の内容	① 一つの敷地に複数の建築物を設ける場合には、施設相互の調和及び周辺景観との調和に配慮する。
	配慮したこと又は配慮できなかった理由	
	基準の内容	② 自転車置場、ごみ集積所、自動販売機、その他設置物等については、建築物と一体感や周辺景観及び街並みとの調和に配慮する。
	配慮したこと又は配慮できなかった理由	

2 開発行為

開発行為	基準の内容	① できるだけ現況の地形をいかし、長大なり面やよう壁が生じないように配慮する。
	配慮したこと又は配慮できなかった理由	
	基準の内容	② のり面の勾配は、できる限り緩やかにとり、緑化等による修景に配慮する。
	配慮したこと又は配慮できなかった理由	
	基準の内容	③ よう壁は、前面の緑化等により景観への影響の軽減に努めるなど、周辺景観との調和に配慮する。
	配慮したこと又は配慮できなかった理由	
	基準の内容	④ 開発行為完了後に建築する建築物の位置、形態意匠についても、周辺景観との調和を図る計画とするなど、良好な景観形成に資する基盤の整備に配慮する。
	配慮したこと又は配慮できなかった理由	
	基準の内容	
	配慮したこと又は配慮できなかった理由	
	基準の内容	
	配慮したこと又は配慮できなかった理由	